

消費税が変わります

—— 簡易課税制度を適用している事業者の方へ ——

平成 15 年 4 月
税 務 署

消費税法の一部が改正され、平成 16 年 4 月 1 日から適用されることとなっています。

このリーフレットでは、簡易課税制度の適用を受けている事業者向けに、簡易課税制度の改正を中心に説明しています。改正内容に関するご理解と正しい申告・届出などのための参考として活用してください。

1 簡易課税制度の適用上限が引き下げられます。

簡易課税制度を適用することができる基準期間における課税売上高の上限が 5,000 万円（現行 2 億円）に引き下げられます。

《適用関係》

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、**個人事業者は平成 17 年分から、事業年度が 1 年である法人は平成 17 年 3 月決算分から**適用されます。

【ポイント】

- 1 基準期間の課税売上高が 5,000 万円 を超える事業者は簡易課税制度を適用することができなくなりますから、課税仕入れ等に係る消費税額の控除を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記録した**帳簿**及び課税仕入れ等の事実を証する**請求書等の両方の保存**が必要となります。

なお、これらの帳簿及び請求書等は、これを整理し、確定申告期限の翌日から 7 年間、納税地等に保存する必要があります。ただし、6 年目及び 7 年目については、課税仕入れ等の事実が帳簿及び請求書等の両方に記録されている場合、いずれか一方を保存することで差し支えありません。また、最後の 2 年間は一定の要件を満たすマイクロフィルムにより保存することができます。

帳簿の記載事項

課税仕入れ	課税仕入れの相手方の氏名又は名称、 課税仕入れを行った年月日、 課税仕入れの内容、 課税仕入れの対価の額 (注) 再生資源卸売業者等不特定多数の者から課税仕入れを行う事業 に係る課税仕入れについては を省略できます。
課税貨物	引取年月日、 課税貨物の内容、 課税貨物の引取りに係る消費税額 及び地方消費税額又はその合計額

【具体的な帳簿の記載方法は？】

具体的な帳簿の記載方法としては、請求書等に記載されている個々の商品等について、帳簿にそのまま詳細に記載することまで求めているのではなく、法令で定める事項を記載するに当たっては、事業者の事務負担を極力増加させないことを基本方針としています。

請求書等の記載内容を帳簿に記載するに当たっては、課税商品と非課税商品がある場合を除いて、商品の一般的な総称でまとめて記載するなど、申告時に請求書等を個々に確認することなく帳簿に基づいて仕入控除税額を計算できる程度の記載で差し支えありません。

一取引で複数の一般的な総称の商品を2種類以上購入した場合でも、それが経費に属する課税仕入れであるときは、商品の一般的な総称でまとめて「等」、「ほか」のように記載することで差し支えありません。

同一の商品（一般的な総称による区分が同一となるもの）を一定期間内に複数回購入しているような場合でも、その一定期間分の請求書等に一回毎の取引の明細が添付されているときには、課税商品と非課税商品がある場合を除いて、帳簿の記載に当たり、課税仕入れの年月日を、例えば「月分」というようにその一定期間の記載とし、取引金額もその請求書等の合計額による記載で差し支えありません。

帳簿に記載すべき氏名又は名称は、フルネームで記載するのが原則ですが、課税仕入れの相手方について正式な氏名又は名称及びそれらの略称が記載されている取引先名簿が備え付けられていること等により課税仕入れの相手方が特定できる場合には、略称による氏名又は名称の記載であっても差し支えありません。

また、屋号等による記載でも、電話番号が明らかであること等により課税仕入れの相手方が特定できる場合には、正式な氏名又は名称の記載でなくても差し支えありません。

請求書等の保存を要しない場合

請求書等の保存については、特例が設けられており、次の場合には、法定事項を記載した帳簿を保存していれば、請求書等の保存がない場合であっても、適用要件を満たしているものとして取り扱われます。

- イ 課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）の合計額が30,000円未満の場合
 - ロ 課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）の合計額が30,000円以上である場合
- で、次の と の要件をいずれも満たしている場合

請求書等の交付を受けなかったことについてやむを得ない理由がある場合
帳簿にそのやむを得ない理由と、仕入先の住所又は所在地を記載している場合

【一口メモ】

「課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円未満の場合」に該当するかどうかは、1回の取引の課税仕入れに係る税込みの金額が3万円未満かどうかで判定します。

「請求書等の交付を受けなかったことについてやむを得ない理由があるとき」とは、おおむね次のような場合をいいます。

なお、このような場合であっても、原則としてそのやむを得ない理由及び課税仕入れの相手方の住所又は所在地を帳簿に記載しておく必要があります。

- ・ 自動販売機を利用して課税仕入れを行った場合
- ・ 入場券、乗車券、搭乗券等のように課税仕入れに係る証明書類が資産の

譲渡等を受ける時に資産の譲渡等を行う者に回収されることとなっている場合

- ・ 課税仕入れを行った者が課税仕入れの相手方に請求書等の交付を請求したが、交付を受けられなかった場合
- ・ 課税仕入れを行った場合において、その課税仕入れを行った課税期間の末日までにその支払対価の額が確定していない場合
この場合には、その後支払対価の額が確定した時に課税仕入れの相手方から請求書等の交付を受けて保存することとなります。

- 2 平成 16 年 4 月 1 日前に「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄税務署長に提出している事業者は、改正後の同届出書を提出している事業者とみなされますので、改めて届出書を提出する必要はありません。なお、**簡易課税制度の適用をやめようとする場合には、事前に「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を所轄税務署長に提出する必要があります。**
- 3 簡易課税制度の適用を受けた事業者は、事業を廃止した場合を除き、2 年間以上継続した後でなければ、この適用をやめることはできません。

2 事業者免税点が引き下げられます。

納税義務が免除される基準期間における課税売上高の上限が 1,000 万円(現行 3,000 万円) に引き下げられます。

《適用関係》

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成 17 年分から、事業年度が 1 年である法人は平成 17 年 3 月決算分から適用されます。

3 中間申告の申告・納付回数が改正されます。

直前の課税期間の確定消費税額(年税額) が 4,800 万円を超える場合には、年 11 回(1 月ごと) の中間申告・納付を行うこととなります。

直前の課税期間の確定消費税額	48 万円以下	48 万円超	400 万円超	4,800 万円超
中間申告の回数	中間申告不要	年 1 回	年 3 回	年 11 回

《適用関係》

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成 17 年分から、事業年度が 1 年である法人については平成 17 年 3 月決算分から適用されます。

4 課税期間の特例(課税期間の短縮) が改正されます。

新たに 1 月の期間を課税期間とする特例が設けられます。

《適用関係》

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後開始する年又は事業年度から適用されます。

5 総額表示が義務付けられます。

課税事業者が取引の相手方である消費者に対して商品等の販売、役務の提供等の取引を行うに際し、あらかじめその取引価格を表示する場合には、消費税額(含む地方消費税額)を含めた価格を表示することが義務付けられます。

《適用関係》

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から適用されます。

【ポイント】

- 1 総額表示とは、例えば、次に掲げるような表示をいい、消費税額を含む支払総額が表示されていれば、併せて「消費税額」や「税抜価格」を表示しても差し支えありません。

10,290 円

10,290 円(税込)

10,290 円(本体価格 9,800 円)

10,290 円(うち消費税等 490 円)

10,290 円(本体価格 9,800 円、消費税等 490 円)

(注) 価格の表示が消費税等を含めた総額であれば、「総額である」旨の表示は必要ありません。

- 2 対象となる価格表示は、商品本体による表示(商品に添付又は貼付される値札等)店頭における表示、チラシ広告、新聞・テレビによる広告、インターネットによる広告など、消費者に対して行われる価格表示であれば、それがどのような表示媒体により行われるものであるかを問わず、総額表示義務の対象になります。
なお、口頭による価格の提示は、総額表示義務の対象にはなりません。
また、価格が表示される場面としては、商品等の選択時(値札等)と代金の決済時(レシート等)がありますが、総額表示義務の対象となるのは、商品等の選択時の価格表示です。
- 3 総額表示義務の対象となるのは、あらかじめ取引価格を表示する場合であり、価格表示がされていない場合についてまで、価格の表示を義務付けるものではありません。

消費税についての一般的な事柄につきましては「消費税のあらまし」及び「消費税の仕組みと手続」をご覧ください。

また、お分りにならない点や更に詳しくお知りになりたいことがありましたら最寄りの税務署又は税務相談室にお尋ねください。



この社会あなたの税がいきている